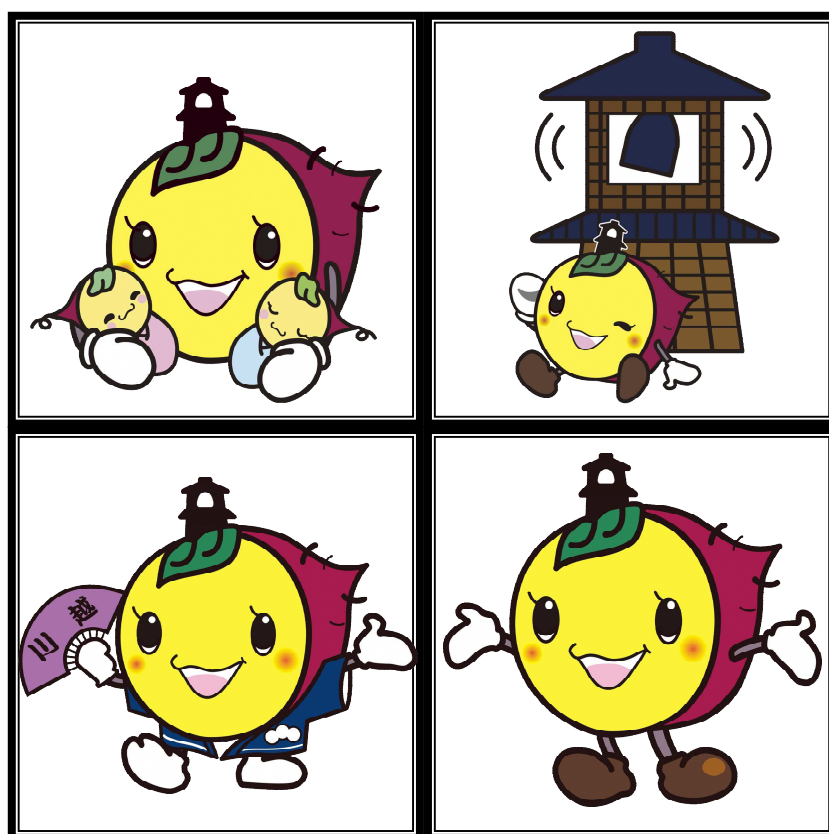


川越市協働指針

～人がつながり、魅力があふれ、

だれもが住み続けたいまち 川越～



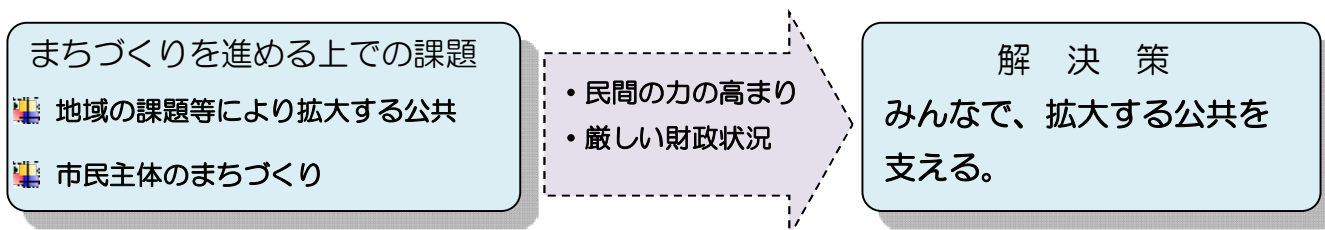
川 越 市

平成30年3月

川越市では、協働によるまちづくりを積極的に推進するため、協働に係る考え方や協働を実施する上でのルールなどを示した「川越市協働指針」を策定しました。

今後は、この指針に基づき、協働事業を実施していくことによって、住みよい魅力あるまちを築いていきます。

●一層求められる市民と行政の協力



本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行に伴う子育てや介護の問題、犯罪や自然災害への不安、深刻化する環境問題などさまざまな地域の課題が生じ、市民一人ひとりの豊かさの概念や価値観の変化から、市民ニーズが高度化・多様化し、求められる「公共」の範囲は、これまでより拡大しています。

従来、公共はもっぱら行政により担われてきましたが、厳しい財政状況や限られた資源のもとで、すべてを行政だけで対応することが困難になっています。一方で、地域の課題を意欲的に解決しようとする、自治会等の地域活動を行う組織、NPO法人、ボランティアなど民間の力が高まっています。

地域の課題等により拡大する公共を支え、市民主体のまちづくりを進めていくには、地域での「支え合い・助け合い」が一層大切であり、更に市民と行政がともに考え、力を出し合うことにより、みんなで公共を支えていく必要があります。

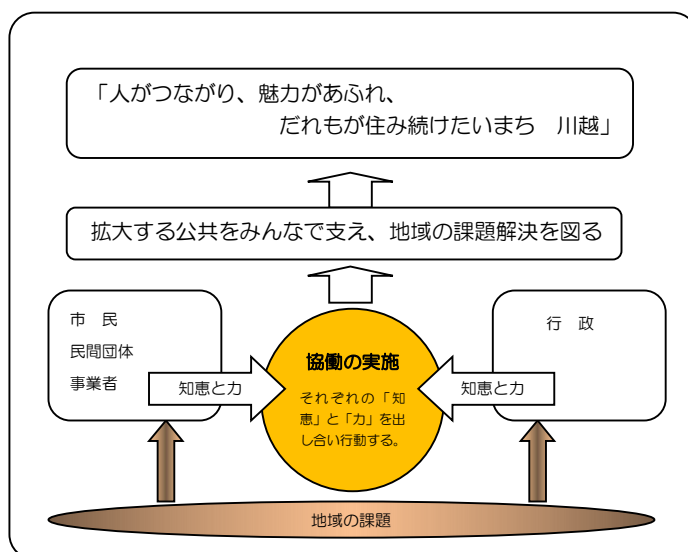
●協働とは

<協働の定義>

協働とは、「本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力しながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組」です。

第四次川越市総合計画では、将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住みた続けたいまち 川越」を実現するために、「住民自治の推進」を柱の一つとして掲げ、市民、民間団体、事業者など多様な主体との協働を推進することとしています。

協働のイメージ



<協働の意義>

- 公共サービスの向上が期待できます。
- 地域の課題解決と活性化につながります。
- 市民主体のまちづくりにつながります。
- 協働の主体すべてにメリットが生じます。

<協働の主体>

- 市民…本市に在住・在勤・在学の人など
- 民間団体…地域組織・NPO法人等
- 事業者…企業・大学・公益法人など
- 行政…市長や教育委員会などの執行機関

●協働を推進する上での基本的な考え方

<自助・共助・公助の考え方>

協働を推進する上で、“公共をどのように支えていくか”を改めて考える必要があります。私たちが生活していく上で、さまざまな課題があり、これらを解決するには、自助・共助・公助の考え方が大切です。

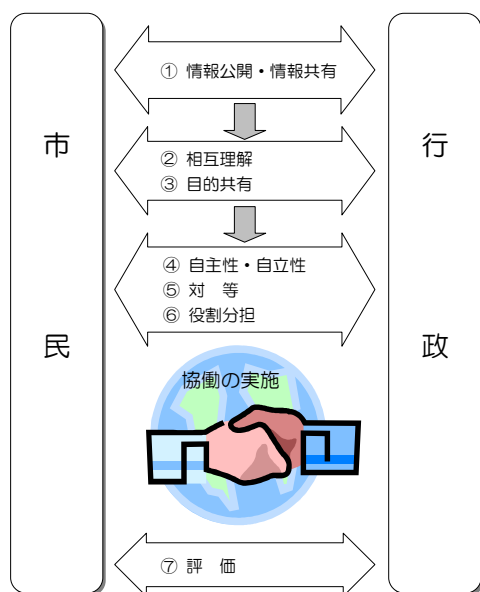
自分でできることは自分で進んで行います（自助）。それが困難な場合には、みんなで助け合って取り組みます（共助）。それでも解決できないことは、行政が対応することになります（公助）。このような考え方は、協働を推進する上で重要なものとなります。

<協働のルール（7つの原則）>

協働を実施する上で、“協働のルール”を互いに理解することが必要です。

市民と行政が協働を進めていくために、“協働のルール”として、次の「7つの原則」を互いに理解することが必要です。

<協働のルール（7つの原則）の図解>



- ①情報公開・情報共有の原則
- ②相互理解の原則
- ③目的共有の原則
- ④自主性・自立性尊重の原則
- ⑤対等の原則
- ⑥役割分担の原則
- ⑦評価の原則

協働は、市民と行政が、互いに情報を公開し、情報を共有（①）することによって、相互を理解し（②）、目的を共有する（③）ことから始まります。

その上で、互いの自主性・自立性を尊重した（④）対等な関係（⑤）を築き、適切な役割分担（⑥）のもとに事業を実施していきます。

また、協働事業の実績については、互いに評価し合い（⑦）、この評価を次の協働事業に活用していくことが必要です。

●協働の推進に向けて

<協働を更に推進するために、市では次の取組を行います。>

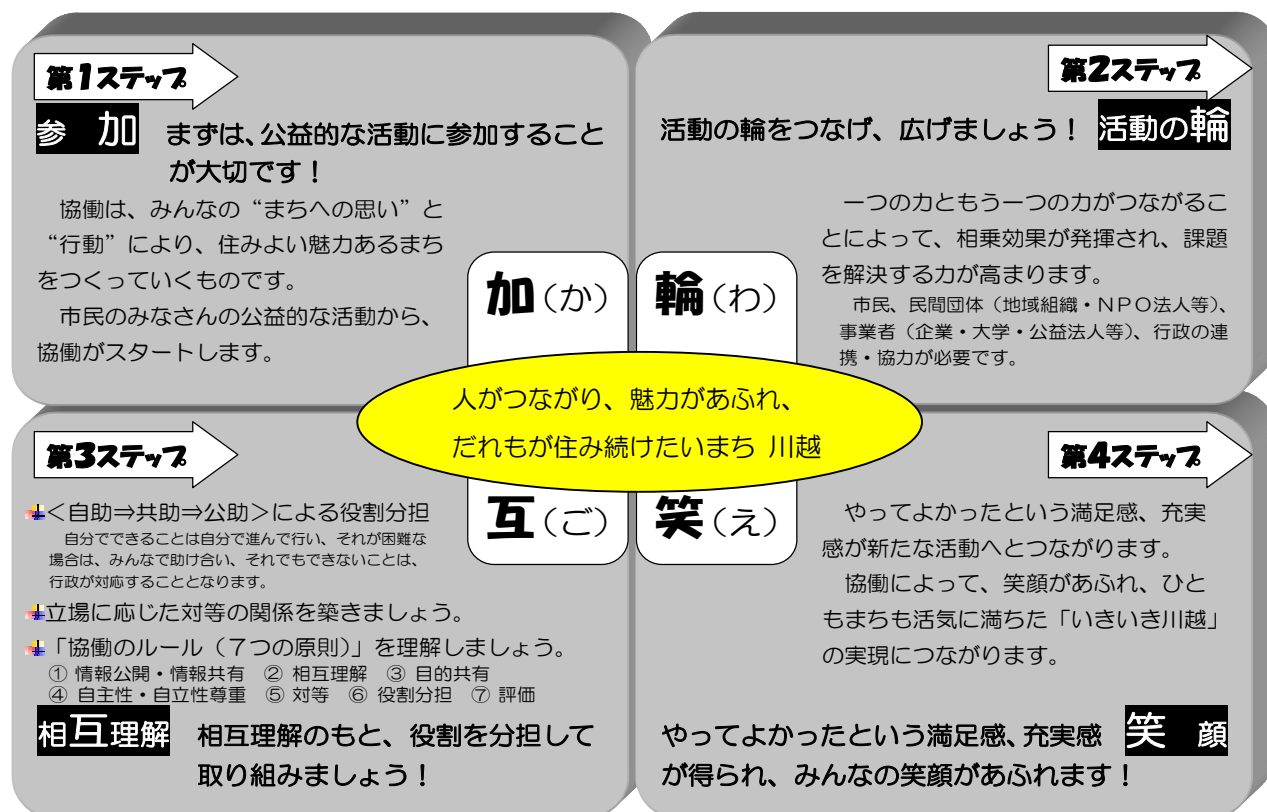
- 情報の共有化の推進…市のホームページ等による協働の情報発信や団体間の交流の機会を設けます。
- 協働事業の推進…協働委託事業や提案型協働事業補助金等の協働事業を積極的に推進します。
- 地域活動支援等…地域において課題解決を図るしくみを検討し、地域活動支援に努めるとともに、地域活動の拠点の充実を図ります。
- 協働の推進体制…協働事業を推進するために、行政内部の連携や職員の意識啓発に努めます。



協働のステップ 「かわごえ」 …… 「加輪互笑」



本市にかかわるみなさんが、協働をより身近に感じ、イメージしていただくために「かわごえ」の4文字で「協働のステップ」を表現しました。



※「川越市協働指針」は、川越市ホームページで閲覧できます。

川越市 市民部 地域づくり推進課

〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL049-224-8811(代) FAX049-224-6705

E-mail chiikidukuri@city.kawagoe.saitama.jp